

令和6年度
メディアを活用した小松市・能美市魅力発信業務
仕様書

令和6年5月

小松市・能美市

I 業務概要

I.1 業務名

令和6年度メディアを活用した小松市・能美市魅力発信業務（以下「本業務」という）

I.2 目的

3月の北陸新幹線県内小松駅開業を契機とし、また2025年の大阪・関西万博の開催も見据えて、能美根上駅の利用促進も図りながら、小松市・能美市への関係人口・交流人口を拡大し、将来に渡り活力ある地域を実現することを目指す。

小松市・能美市が誇る自然や食、歴史や文化、ものづくりや人などの多様な観光・産業資源に磨きをかけ、両市の様々な魅力をプロモーションすることで、市外者への地域のブランド力を高め、両市が持つ魅力の認知向上によりファンを獲得し、さらに興味・関心を喚起することで具体的な行動変容を図る。

I.3 本業務の内容

主な業務内容は下記の通りとする。

小松市・能美市を取り巻く現状・課題等を分析の上、広報展開のコンセプトや構成（手段）のほか、ターゲット（年齢等の属性や地域等）、発信媒体、時期、回数等を戦略的に選択し、次の(1)～(3)を実施すること。

また、本業務の成果として効果検証のための指標及び目標値を定め、定期的に検証結果を報告すること。

(1) 小松市・能美市の認知度向上・価値向上につながる新たなキーコンテンツの設定

メディアに対するパブリシティ活動の基本となる市の魅力（既存の観光・産業資源等）をブラッシュアップして、新たなキーコンテンツを設定すること。

(2) キーコンテンツを活用したパブリシティ活動

構成（手段）の一つとして、認知を広げる方策を実施すること。

〈例〉TV、新聞、雑誌、Web 媒体、SNS、街頭広告 等

(3) 行動変容の喚起

構成（手段）の一つとして、ターゲットの興味・関心を高め、行動変容を促す PR 企画を実施すること。実施にあたっては、一方向の発信ではなく、例えばターゲット側が利用・参加できるようなインセンティブを与える仕掛けや工夫を取り入れること。

〈例〉著名人の起用、プレゼント企画、ユーザー参加型企画（投稿、オンラインイベント等）、リアルイベント 等

※受託業者の専門的な立場から、本業務を達成するために上記によらない効果的な手法があれば、本事業の費用の範囲内で積極的に提案すること。

1.4 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

2 業務遂行の留意点

2.1 人員体制

(1) 統括責任者の配置

本業務に精通し十分な経験と知識を有し、官民間問わず本業務と同規模のプロジェクトの受託事業の実務経験のある者を、本業務遂行上の受託事業者としての責任を負うべき統括責任者として 1 名配置すること。また、その者が本業務全体を統括し、本市との連絡調整の任にあたらせること。

(2) 人員体制の変更

本業務の統括責任者は、提案書での業務実施体制に記載のとおりとし、原則として変更することができない。なお、病休、死亡、退職などやむを得ない事由が生じた場合は、本市の承諾の上、同等以上の担当者と変更することができるものとする。

2.2 打ち合わせ及び連絡調整

業務委託後、具体的な業務内容や進め方などについて逐次両市と協議するものとする。ただし、本業務の履行期間内はオンラインなどにより月 1 回程度のペースで両市と打ち合わせを行い、実施後速やかに議事録を提出すること。また、業務の進捗報告を月に 1 回以上行うこと。なお、会議は必要に応じて追加開催できることとする。

情報発信や制作過程の都度、両市に構成及び内容確認を行うとともに、放送・掲載等した成果品を両市に納入すること。

3 その他

3.1 再委託

受託事業者は、業務工程の一部を委託する場合には、あらかじめ両市の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、受託事業者が全責任を負うこと。

3.2 守秘義務

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、そのほか適正な管理のために必要な情報のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

3.3 個人情報の保護

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、小松市情報公開条例（令和 5 年小松市条例第 3 号）等の関係法令等を遵守しなければならない。

3.4 著作権

受託事業者は、本業務（再委託をした場合を含む。）にあたっては、著作権、肖像権に配慮するとともに、関係法令等を遵守すること。なお、作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

- (1) 本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、受託事業者に帰属するものとする。ただし、成果物に受託事業者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果品等に、受託事業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託事業者に留保されるが、両市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。
- (3) 受託事業者は、両市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

3.5 追加提案

本業務の仕様は、現在両市が最低限必要と考えているものである。このほか受託事業者の専門的な立場から、本業務目的を達成するために両市にとって有益になると思われるものについては、本業務の費用の範囲内で積極的に提案すること。

3.6 協議

本仕様書において、明示なき事項または疑義が生じた場合、その都度、両市と協議すること。

3.7 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、両市担当者との十分な打ち合わせを行い、業務を誠実に履行すること。
- (2) 業務中に生じた諸事故並びに市及び第三者に与えた損害に対しては両市担当者の指示に従い、受託事業者の責任において処理するものとする。
- (3) 受託事業者は本業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守し、業務を円滑に進めなければならない。

以上